

山梨県総合計画審議会第5回環境部会 会議録

1 日 時 平成24年10月29日（月） 午前10時～正午

2 場 所 ホテル談露館「山脈」

3 出席者

・ 委 員（50音順、敬称略）

石原 行彦 北村 眞一 窪田 真弓 小林 一茂 小林 嘉太郎
坂本 昭 玉川 眞奈美 土橋 金六 堀内 茂 望月 光子
渡辺 真弓

・ 県 側

知事政策局長 森林環境部長 林務長 農政部次長 県土整備部技監
企業理事 世界遺産推進課長
（事務局：知事政策局）政策参事 政策主幹 政策企画監

4 傍聴者等の数 なし

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 部会長あいさつ
- (3) 知事政策局長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題（すべて公開）

- (1) 平成23年度第二期チャレンジ山梨行動計画の実施状況報告について
- (2) 平成24年度県民意識調査結果（速報）について
- (3) 答申素案（骨子）について
- (4) その他

7 議事の概要

- (1) 議題（1）及び議題（2）について、資料により事務局から説明し、次のとおり意見交換を行った。

（委員）

温暖化防止とエネルギー対策では、ほとんど同じことをしなければならない。今般、知事がエネルギー局を設置するとのコメントが新聞で発表されたが、エネルギー局と各部局、各部署とはどのような関係にしていくのか。

(森林環境部長)

エネルギー局の設置については、9月議会において知事から表明しているが、所管事業の詳細については、年度末に向けて調整をしていく。今現在考えられるのは、森林環境部の太陽光をはじめとするクリーンエネルギーの導入や、企業局の小水力発電の支援などが主たる取り組みになる。

(委員)

発電関係のエネルギーを中心に考えられているようだが、現在、木質バイオマスなど熱エネルギー対策が遅れている。電気のように買取制度も設けられていない現状で、そういったことに対するエネルギー局の取り組みを明確にしてほしい。本県固有の地域のエネルギーであるので、ぜひ熱エネルギーや温暖化対策も含めて、新しいエネルギー対策に取り組んでほしい。

(委員)

県民意識調査の結果は今後どのように活用していくのか。前回との比較で満足度の低下している点など、原因究明をしていくのか。

(政策参事)

今後調査結果の詳細な分析を行っていく。年齢別、地域別、職業別など、単純な集計だけではなく、クロス集計なども行い、分析した上で各部局の施策に反映させていく。

(委員)

行動計画に掲載された項目について、エネルギーやゴミ、環境保全など、県の各部局が確実に動き、地元もそれに同調して動くことができている。計画が策定されてから、大きく自治体の動きも変わってきている。委員の意見、問題提起があつてこそ、項目が練られたこの計画ができている。

ただ、太陽光パネルは大規模なものが増えてきているが、山などに大量に整備されると景観上どうなるのかという不安がある。また、燃料電池は県が力を入れて来ているが、最近では話題になることがなく、どうなっているのかという疑問がある。森林環境税を徴収し、林道整備や森林整備、耕作放棄地の再生などしっかり取り組んでいるが、森林に関する国の予算が少な過ぎる現状、なかなか面的な整備が進まない状況にあり、県の方にも頑張ってもらいたい。世界文化遺産については、県の施策推進により、これまでの難題である景観や廃墟の問題などが解決できている。この計画をもとに、自治体は着実に進んできているという印象を持っている。

(知事政策局長)

燃料電池については、他部会の担任事項であり、本日説明を省略させていただいたが、総合計画実施状況報告書P5記載のとおり、産業の分野で産業労働部が所管する中で、しっかりと取り組んでいる。

(委員)

太陽光発電設備の個人宅への設置については、増加傾向にあり良い方向で進んでいる

が、水力発電設備については、個人での導入は難しい。報告書のP30小水力発電の推進で、市町村等への支援実績として、相談57件、技術的支援26地点とあるが、市町村別の状況はどうか。

(企業理事)

多くの市町村から相談をいただく中で、現在、北杜市、都留市、富士吉田市、甲州市などで技術支援を行っている。

(委員)

私の住む西桂町には、富士山の裾野からの豊富な水量があるが、これを小水力発電に活用できないか。

(企業理事)

都留市や西桂町には、富士山からの豊富な水量に恵まれた農業用水があるが、これを発電に利用するためには、慣行水利権を許可水利権に切り替えなければならないという難しい課題がある。このため、現在、河川法の規制緩和について国に要望を行っているところである。

(委員)

これだけ豊富に水があってもつたいないと思うが、課題について了解した。

(委員)

現在、有機栽培に取り組んでいるが、イノシシの被害を受けている。役場に報告したり、畑をネットで覆うような努力もしている。県でも電気柵を設置してくれてはいるが、サルは柵の間を通過してしまうと聞いている。大変だとは思いますが、対策をお願いしたい。

(農政部次長)

防護策については、県鳥獣防止柵整備計画を策定し、平成23年度に67km整備した。確かにサルは学習能力が高いようであるが、少しでも被害を少なくしようと、整備計画に基づき、平成26年度までに概ね275kmの整備を目指している。結果として甲府市の中心部などのように、獣害の発生しない市街地を除いた、危険性のある地位の防護策によるカバー率を28.3%から43.1%に伸ばそうと計画している。防護柵は獣種によって有効性が異なる。サルには電気柵が効果的であり、サルの被害が多い地域には、電気柵の分だけ機能を強化するなどの取り組みを進めている。また、市町村の境など、各市町村の計画では同一に対応できないところには、県でも足並みが揃うように支援しているところである。

(委員)

県民意識調査結果について、日本人はどちらかというところ、「どちらともいえない」と回答する人が多い傾向だと聞いたことがある。「どちらともいえない」というのは、満足しているということではないか。それで良いとすれば、調査結果は大変良くなり、その点、出し方の難しさもある。

本県は、民有林と県有林がほとんどで、国有林は僅かであり、県有林が半分近くを占めている。行政は森林をどう維持していくのかが課題である。整備をするのは公務員ではなく、民間事業者と民有林保有者による森林組合である。本県の森林組合は、他県の森林組合とは性格的に大きく異なる。他県では、森林組合が民間事業者とともに県内全ての森林を処理している。本県では、県有林は民間事業者に、民有林は森林組合に分けられており、森林組合の経営は容易ならざるところにきている。11の組合ががんばって何とかやっている状況である。森林環境税が出てきて民有林の整備をするが、民有林の所有者それぞれの面積は小さく、整備するのに困っている。森林組合連合会がそれぞれの人を集めて、地域としてまとめるための作業が難しい。それは所有権が大事にされているためであり、一人でも反対すればできないことになり、県の方でも森林組合の集約化作業を応援してほしい。

(林務長)

本県は県有林が多く、特異な森林形態となっているが、集約化は県でも一番に取り組んでいるところである。森林法の改正に伴い、森林経営計画の中で集約化を進めているが、県では、これまで森林総合研究所に配置していた普及員を、今年度から各事務所に一人ずつ配置し、経営をアドバイスする準フォレスターの資格を取得させている。資格保有者を増やすことにより、森林組合に的確なアドバイスができる機会が増えるものと考えている。集約化は必要なことであり、御協力をいただきながら、県も一生懸命努力していく。

(委員)

報告書P39 県産材の県内消費の拡大に関連し、一般木材との価格差はどれくらいあるのか。県産のメリットは何か。隣接県との連携があるのか。連携がないとすれば、今後どのような連携を考えていくのか。

報告書P43 鳥獣害防止対策の強化に関連し、ジビエ料理の人気の高まっており、鹿肉を利用したいというレストランが多い中、県内には利用できる状態の鹿肉が少なく、皆北海道から鹿肉を仕入れているとよく聞いているが、どのような取り組みをしているのか。

(林務長)

価格差については、関東近県、中部においては、ヒノキ、カラマツが主流で価格差はない。西日本ではスギが主流で、値崩れにより、西日本の方が安い状況になっている。

他県との連携については、森林組合連合会では、北陸、中部の連合会と広域連携をしている。石川県に最も多くの県産材を出荷しており、他にも千葉県や岐阜県など、広域連携の下、大きい工場のある地方に出荷している。県内には加工工場がなく、製材所は小規模なもの、合板工場はゼロといった状況であり、大きく加工するには他県に出すしかない現状があり、連合会を核として、広域連携を積極的に進めている。

(農政部次長)

鹿肉のジビエとしての活用については、県ジビエ活用連絡協議会を設置し、学識経験者や猟友会、食品流通事業者、NPOなどの方々に参加していただき検討しているところ

ろである。現状、河口湖町と丹波山村で加工処理施設を設置している。平成21年度から取り組みを進め、平成23年度の実績は、河口湖町が48頭、丹波山村が71頭の処理を行っている。利用については、観光施設に料理用として出している段階に留まっている。ヨーロッパでも高級料理とされるジビエの有効活用については、検討を進めているが、食品衛生法に抵触しないような活用が難しい状況にある。平成20年度には鹿肉の衛生及び品質確保に関するガイドラインを策定しており、例えば捕獲から2時間以内の加工処理が必要など、全県展開は難しい面もあるが、有効活用に向け引き続き検討を進めていく。

(委員)

電気柵の事業について、平成26年度までの計画となっているが、今後も県費でやっていくのか。それとも、市町村への補助事業としてやっていくのか。

(農政部次長)

行動計画では計画期間の平成26年度までを記載している。現計画終了後は次期計画に盛り込んで推進して行くものと考えている。事業としては、県単が21か所、国補が15か所であり、金額では国補の方が多く、国の有利な資金を活用している状況で、国制度が活用できない部分を県単で実施している。

(委員)

例えば管理組合を設置して県がそこに補助をするのか、それとも直営とするのか、実施主体はどのようになるのか。

(農政部次長)

柵の管理は地元で行っていただくが、市町村が中心となり整備するのが一般的な考え方である。

(2) 議題 (3)

事務局から答申素案（骨子）について説明し、了承を得た。

(3) その他

事務局から今後の審議日程について説明し、了承を得た。

8 追加意見

部会后、提出された意見は次のとおり。

(委員)

エネルギーの地産地消に関する要望

○制度、政策について

- ・環境価値の買い取り又はポイント制度と評価・還元制度の制定
- ・環境・エネルギー対策の人材育成
- ・地域資源の保全と適切な活用方法の確立

- ・地域の協議会・環境団体等の参画と意思の反映
- 創エネ・省エネの地域循環システムの構築について
 - 再生可能エネルギー・熱エネルギー・省エネルギーの環境価値循環のシステム構築（CO₂フットプリントモデル又は排出権取引）
 - ・評価委員会による製造・サービス・廃棄・再生事業者の環境負荷に対する賦課の評価の設置
 - ・製造業・運輸業・サービス業・廃棄・再生業等の事業者の商品への環境負荷表示の義務付け
 - ・消費者・環境負荷軽減者に対するポイント制等によるインセンティブの付与
 - ・賦課とインセンティブの交換所の設置
- 意思決定について
 - 地産地消の生産物・エネルギー供給・省エネ対策（太陽光発電・小水力・地中熱・木質バイオマス・マイレージ削減・農林漁業等）の地域事業者の意思決定の場への参加